

## 運歩色葉集と印度本第一類節用集

清水登

### 一 印度本第一類節用集について

現存する節用集は、初出の語によって伊勢本、印度本、乾本とに大別され、そのうち印度本内部は、門部の立て方などにより、印度本第一類（弘治二年本類）、印度本第二類（永禄二年本類）、印度本第三類（枳園本）とに類を分つことができる。その三類の特徴を橋本進吉博士の指摘にしたがって整理してみると、大略次のようになる。<sup>注1</sup>

#### 印度本第一類（弘治二年本類）

部数は四十四部。「ゐ」・「お」・「あ」は、それぞれ「い」・「を」・「え」に併せる。門数は十五。諸本に共通のものが十四門。衣服・光彩の二門のあるのが特徴で、殊にミ部に光彩門をもつ。

#### 印度本第二類（永禄二年本類）

部数は四十四部。門数は十三または十四。諸本に共通のもの十三門。楽名のあるのを特徴とする。楽名門が諸本を通じて存するのは、ハ部である。

#### 印度本第三類（枳園本）

部数は四十四部で、「為」・「於」・「恵」部は本文を欠く。門数は十四。楽名門はハ部、錢数門はイ部に限られ、ヤ以下を下巻とし、四十四部十

四門の体裁は永禄二年本類に似ているが、錢数門だけが多く、また時節を時候とする。所収の語において日本諸国名が附録でなく、本文中に撰取されているのが特徴で、永禄二年本類と伊勢本の天正十八年本類とを合成了なものと考えられる。

このうち、橋本博士が『古本節用集の研究』において印度本第一類（弘治二年本類）としたのは、弘治二年本（東京大学図書館蔵、南葵文庫旧蔵）、弘治二年別本（東京大学図書館旧蔵、大正十二年焼失）、永禄十一年本（彰考館旧蔵、昭和二十年戦災にて焼失）、図書館零本（宮内庁書陵部蔵）、和漢通用集（東京大学国語研究室蔵、黒川真道旧蔵）の五本であったが、このうち、弘治二年別本、永禄十一年本は焼失する。その後、新たに見出された写本、徳遊寺本（伊藤祐晃旧蔵、了蓮寺伊藤祐晃旧蔵本の亀田次郎氏による新写本、国立国会図書館蔵）、永禄十一年本（学習院大学国文学科研究室蔵、岡田真旧蔵）、寛永十九年本（慶応義塾図書館蔵）、黒本本（尊経閣文庫蔵）の四本を加え、以上七本を印度本第一類とすることができる。

また、印度本第一類（弘治二年本類）については、運歩色葉集との書誌的關係が川瀬一馬博士によって指摘され、次のように述べておられる。

諸國名が各部に分散してある上に、日本國六十餘州名數(國郡名及び田地町數)・日本國里數男女員數等を「カ」部の末に附載してあるのを見ると、印度本類の中でも弘治二年本類の原になつた様な傳本を採用してゐるのではなからうかと思はれる。注記に逆筆年數を多く添附してある等の性質もこれに合する。

本書(筆者注、運歩色葉集)の各部に附録的に存する諸項を併せて考察すると、弘治二年本類の如き附録諸項を、本文中に殆ど包含してゐる事が判り、然も本書は天文十六・七年に編纂せられたものであるから、弘治二年本類の原本の形のものに依據したと言ふ事が出来るのである。弘治二年本にも、逆算を天文十五年を基準としてゐる部分(當麻寺・南圓堂・長柄橋等)もあるから、少くともその天文十五年に改編せられた形の類の傳本であつたと考へてよからうと思ふ(『古辭書の研究』八九〇頁)。

川瀬博士は、弘治二年本類と運歩色葉集との間に、逆算年數の注記、附録諸項の二点を根拠に挙げられ、兩者の緊密な關係について論述されている。

そこで、川瀬博士が根拠として挙げられた逆算年數、附録諸項を中心とその關係についてみていくことにする。

二 逆算年代と運歩色葉集ならびに印度本第一類節用集

逆算年數の注記を有する印度本第一類節用集を掲げると次の如くである。なお、伊勢本に屬する天正十七年本(天理圖書館蔵)にも同様な注記が存する。

弘治二年本、徳遊寺本、天正十七年本において基準年代を天文十五年としたもの

當麻寺 天智白鳳廿二年巳二月立至  
天文十五丙午八百六十六年 (弘治二、徳遊寺、天正十七)

當麻寺 天智白鳳廿二年巳二月立至  
永祿十一戊辰八百八十八年 (永祿十一、寛永十九)

南圓堂 興福寺之内饒峨弘仁三壬辰立  
至天文十五丙午七百卅五年 (弘治二、徳遊寺、天正十七)

南圓堂 興福寺之内饒峨弘仁三壬辰立  
至永祿十一戊辰七百五十七年也 (永祿十一、寛永十九)

長柄橋 撰州饒峨弘仁三壬辰造至  
天文十五丙午七百卅五年 (弘治二、徳遊寺、天正十七)

長柄橋 撰州饒峨弘仁三壬辰造  
至永祿十一戊辰七百五十七年 (永祿十一、寛永十九)

弘治二年本、徳遊寺本において基準年代を弘治二年としたもの

柑子 聖武神龜二乙丑自唐渡之  
至弘治二丙辰八百四十二年 (弘治二、徳遊寺)

柑子 聖武神龜二乙丑自唐渡之  
至永祿六年癸亥八百五十年也 (天正十七)

柑子 聖武神龜二乙丑自唐渡之  
至永祿十一年戊辰八百五十四年 (永祿十一、寛永十九)

道風 小野篁子宇多寛平五癸丑  
生至弘治二丙辰六百七十四年也 (弘治二、徳遊寺)

道風 小野篁子宇多寛平五癸丑  
至永祿十一年辰戌六百八十六年也 (天正十七)

弘治二年本、徳遊寺本、天正十七年本において基準年代を弘治二年としたもの

多武峰 大和清和貞観六甲申建立也  
至弘治二年七百四年也 (弘治二、徳遊寺、天正十七ノミ) 『トアリ』

多武峰 大和清和貞観六甲申建立也  
至永祿十一年戊辰七百六十六年也 (永祿十一、寛永十九)

大將軍 經基六孫王天徳四年六月十五日賜  
源之姓其子撰津守ヲハ号滿仲自是始也 (弘治二、徳遊寺、天正十七)

大將軍 征夷一トハ源氏先祖清和天皇御孫  
六孫王天徳四年六月十五日賜源之姓  
其子撰津守ヲハ号滿仲自是始也 (永祿十一、寛永十九)

淡海公 鎌足御子其父海人故云一興福寺  
草創養老四年庚申八月三日薨  
至弘治二丙辰八百四十七年也 (弘治二、徳遊寺、天正十七)

淡海公 鎌足御子其母海人故云一興福寺  
草創養老四年庚申八月三日薨  
至弘治二丙辰八百四十七年也 (弘治二、徳遊寺、天正十七)

泰澄大師 天智白鳳十三六月十一日生大雪至弘治  
二丙辰八百八十四年也神號景雲元  
乙巳入滅至弘治二丙辰七百九十二年也 (弘治二、天正十七ノミ) 『トアリ』

泰澄大師 天智白鳳十三六月十一日生大雪至弘治  
二丙辰八百八十四年也神號景雲元  
乙巳入滅至弘治二丙辰七百九十二年也 (弘治二、天正十七ノミ) 『トアリ』

泰澄大師 天智白鳳十三六月十一日生大智至弘治二丙辰八十四年也神護景雲元乙巳入滅至弘治二丙辰七百九十二年也 (徳遊寺)

泰澄大師 天智白鳳十三六月十一日生大智至永祿元乙巳入滅至永祿十一戊辰八百四十年也 (永祿十一、寛永十九)

大般若 三藏法師玄奘所訳六百卷也天平聖曆七也年数六十億四十万也 (弘治二、天正十七)

大般若 三藏法師玄奘所訳六百卷也天平聖曆七也年数六十億四十万也 (永祿十一、寛永十九)

大般若 三藏法師玄奘所訳六百卷也天平聖曆七也年数六十億四十万也 (永祿十一、寛永十九)

達磨大師 入滅戊申十月五日当日本継体正和三年至永祿十一戊辰一千四十二年也 (永祿十一、寛永十九)

達磨大師 入滅戊申十月五日当日本継体正和三年至永祿十一戊辰一千四十二年也 (弘治二、徳遊寺、天正十七)

大織冠 天智白鳳九年己巳崩至永祿十一戊辰九百年也 (永祿十一、寛永十九)

大織冠 天智白鳳九年己巳崩至永祿十一戊辰九百年也 (永祿十一、寛永十九)

運歩色葉集の基準年代ならびに逆算年数を示すと次の如くである。

掲出語	基準年代	逆算年数	掲出語	基準年代	逆算年数
當麻寺	天文十七	八百六十七年	淡海公	天文十七	八百三十九年
南圓堂	天文十七	七百三十七年	道風	天文十六	六百五十五年
長柄橋	天文十七	七百卅七年	泰澄大師	天文十七	八百八十八年
柑子	天文十七	八百卅四年	大般若	天文十七	八百十四年
多武峰	天文十七	六百八十三年	達磨大師	天文十七	一千廿一年
大將軍	天文十七	五百八十九年	大織冠	天文十七	八百八十年

(静嘉堂文庫蔵本による)

右の結果からすると、弘治二年本、徳遊寺本、天正十七年本においては、基準年代を「天文十五年」にするものと、「弘治二年」にするものとにわかれる。ただし、天正十七年本の「柑子」のみ基準年代を「永祿六年」とし、徳遊寺本の「大般若」は掲出語ならびに注記を欠いている。

それに対し、永祿十一年本、寛永十九年本においては、全例ともに基準年代を「永祿十一年」としている。このことについては、橋本進吉博

士の指摘があり、永祿十一年本において年数を算えなおしたものとされている。<sup>注3)</sup>

また、「淡海公」における注記を対校してみると、

鎌足御子其父海人故云——…………… (弘治二、徳遊寺、天正十七)

鎌足御子其母海人故云——…………… (永祿十一、寛永十九)

とあって、注記中の語彙に相違が認められる。節用集の各伝本を参校してみると、

『即不比等也』鎌足ノ御子其母海人故云ニ——……………

………  
(阿足院本、村井本、永祿二年本、永祿五年本、堯空本、経亮本、枳園本ノミ) 『トアリ』

譯不比等也鎌足御子其母海人也故号淡海公ト歟 為ニ南都興福寺ノ草創也 (文明本)

とあって、節用集の各伝本は「母」としている。弘治二年本、徳遊寺本、天正十七年本の注記中の語彙「父」は、「母」の誤記と思われる。このことは、これらの三本が書誌的近親関係にあることを示すものであり、逆算年数における基準年代の記し方などを考え合わせてみるならば、印度本第一類(弘治二年本類)の内部分類として、弘治二年本、徳遊寺本と永祿十一年本、寛永十九年本と二つに類を分つことができようである(天正十七年本においては、印度本の範疇にないので、この場合除いて考えることにする)。

### 三 附録諸項と運歩色葉集ならびに印度本第一類節用集

前章では、印度本第一類節用集伝本について、逆算年数を含む注記の内容を比較し、印度本第一類の内部分類として、弘治二年本、徳遊寺本

と永禄十一年本、寛永十九年本とに分つことができるのではないかと考  
 えた。そこで、本章では、川瀬一馬博士が運歩色葉集と印度本第一類  
 (弘治二年本類)との関係を示す根拠として挙げられた相互の附録諸項  
 を考察することによって、印度本第一類内部の問題ならびに運歩色葉集  
 と印度本第一類との関係について探ってみようと思う。  
 それでは、印度本第一類に属する弘治二年本、徳遊寺本、永禄十一年  
 本、寛永十九年本の四本について、主な附録項目及びその配置を次に掲  
 げる。

(巻頭)

弘治二年本	徳遊寺本	永禄十一年本	寛永十九年本
節異名	節異名	廿四節の一部 點画少異字	點画少異字
月異名	月異名	節異名 月之異名	節異名 月之異名
		方塞	方塞

(巻末)

弘治二年本	徳遊寺本	永禄十一年本	寛永十九年本
數量 傳聞録 十千 十二支 六律 六呂 八音 五聲 十二律 十二時	數量 傳聞録 十千 十二支 六律 六呂 八音 五聲 十二律 十二時	數量 傳聞録 十千 十二支 六律 六呂 八音 五聲 十二律 十二時 九々數	數量 傳聞録 十千 十二支 六律 六呂 八音 五聲 十二律 十二時 九々數
五逆親恩	五逆親恩	五逆親恩	五逆親恩
六親	六親	六親	六親
六親	六親	六親	六親
五逆	五逆	五逆	五逆
四恩	四恩	四恩	四恩

名字抄	日本国六十余州 名數 日本國中郡鄉村 里田島併佛宇神 宮人家 男女等員數目錄	京中小路名 大内之所々殿 君称号 春宮 親王 后宮 執柄者	廿四孝 三家 四判官 三國司 人倫 器財併食物異名
名字抄	日本国六十余州 名數 日本國中郡鄉村 里田島併佛宇神 宮人家 男女等員數目錄	京中小路名 大内之所々殿 君称号 春宮 親王 后宮 執柄者	廿四孝 三家 四判官 三國司 人倫 器財併食物異名
名字抄 氏姓	日本国六十余州 名數 此土如独鉆形依 之……日本國中 之郡鄉村里田島 併佛宇神宮人家 男女等員數…… 六祖云…… 日本東西…… 唐土東西…… 人王十三代…… 経云…… 諸国名 達磨大師十無尽 名字抄	京中小路名 大内之所々殿 君称号 春宮 親王 后宮 執柄者 三家 四判官 三國司	廿四孝 人倫 器財併食物異名 十二佛併十王逆 修次第 二王 五衰
名字抄 氏姓	日本国六十余 州名數 此土如独鉆形 依之……日本 國中……郡村 里田島併佛宇 神宮人家男女 等員數…… 六祖云…… 日本東西…… 唐土東西…… 人王十三代…… 経云…… 諸国名所旧跡 達磨大師十無尽 名乗抄	京中小路名 大内之所々殿 君称号 春宮 親王 后宮 執柄者 三家 四判官 三國司	廿四孝 人倫 器財食物生植 十二佛併十王 逆修次第 二王 五衰

六祖云…… 天竺之五山 震旦之五山 鎌倉之五山 南禅寺 天龍寺 相国寺 建仁寺 東福寺 萬壽寺 天龍寺十境 相国寺十境 十刹	六祖云…… 天竺之五山 震旦之五山 鎌倉之五山 南禅寺 天龍寺 相国寺 建仁寺 東福寺 萬壽寺 天龍寺十境 相国寺十境 十刹	天竺之五山 震旦之五山 京鎌倉五山之次第	十刹 相国寺塔頭之次第 禅宗与公家配官之次第	御當家御代々之次第 細川殿御代々之次第 諸大師入滅事書史會要拔書 いろは 五音相通 八景ノ詩 廿四節 七十二候
禅宗与公家配官之次第 仁義礼智信 御當家御代々之次第 細川殿御代々之次第 點画少異字	禅宗与公家配官之次第 仁義礼智信 御當家御代々之次第 細川殿御代々之次第 點画少異字			

右の表により、印度本第一類に属する四本の附録項目及びその配置をみてみると、大略弘治二年本は徳遊寺本に、永禄十一年本は寛永十九年本に一致している（永禄十一年本は『天竺之五山』以下の附録項目を欠いている）。

したがって、附録諸項によってみても、印度本第一類の内部分類として、弘治二年本、徳遊寺本と永禄十一年本、寛永十九年本とに分つこと

ができる。そして、川瀬一馬博士が運歩色葉集との関係を示す根拠として挙げられた「日本国六十余州名数」及び「日本国里数男女等員数」は四本ともに存する（ただし、『日本国里数男女等員数』は永禄十一年本、寛永十九年本において独立した附録項目ではなく、『日本国六十余州名数』に附属する注記中に存する）。

また、永禄十一年本、寛永十九年本が、弘治二年本、徳遊寺本に比し、独自に有する附録項目は、「九々数」、「十二佛併十王逆修次第」、「三王」「五衰」である。「三王」、「五衰」は本文と附録との関係からすると、

弘治二年本 徳遊寺本	仁部人倫 二王注見卷末	卷末・附録
永禄十一年本 寛永十九年本	仁部人倫 二王注見卷末	卷末・附録 二王昔天竺ニ在國王ニ而有二夫人ニ夫人生千子次第ニ皆當ニ作佛第一ヲハ俱留孫佛第二狗那舍佛第三迦葉佛第四釈迦牟尼佛乃至第十千佛以上千佛皆現在賢劫佛也又第二ノ夫人生三子……………願以成金剛神居門外而守護千兒出世佛法也後人謂ニマ門前ト也
弘治二年本 徳遊寺本	古部言語進退 五衰注見末	卷末・附録
永禄十一年本 寛永十九年本	古部 数量 五衰注見末	卷末・附録 五衰天上ノ身光不現華鬘髮頸面腋ヨリ汗流ノ体便臭穢不樂本座

とあって、弘治二年本、徳遊寺本において卷末の附録項目を欠いているのである。これら四本を含む他の伝本について、橋本進吉博士『古本節用集の研究』に詳細な調査（古本節用集諸本附録比較表）があるので関係部分を次に掲げる。

伊勢本						印度本						類 諸 本			
第九 增刊本	第八 温故堂本	第七 饅頭屋本	第六 森氏本	第五 天正十八 年本	第四 伊京集	第三 天正二十 年本	第二 天正二十 年本	第一 天正二十 年本	第一 天正二十 年本	第一 天正二十 年本	第一 天正二十 年本				
							経亮本 州本朝六十余	前田本 余州名数 日本国六十	堯空本 下併片名同 郡数事	永禄五年 余州名数 日本国六十	永禄二年 余州名数 日本国六十	和漢通用 州受領之高 下併片名同 郡数事	圖書寮零 日本国六十 余州名数	弘治二年 日本国六十 余州名数	日本国 日本国六十 余州名数
															九々 十三 佛
															逆併 修十三 次王
															二三 五衰
															日本 中郡 郷村里 田島 併 目録 佛宇 神宮 人家 男女 等員 数
	日本国図														

永禄二年本	永禄五年本	堯空本	経亮本	八ヤ部一ス	部ヲ欠ク	面足院本	ミ『五衰』ヲ欠ク
仁(部) 数量							
二王昔天竺ニ有レ國王而有三ノ夫人一ノ夫人生レ千子ヲ次第皆當レ作佛第一俱留孫佛第二狗那舍佛第三迦葉佛第四釈迦牟尼佛乃至第一千樓至佛也以上千佛皆現在賢劫佛也又第二ノ夫人生レ二子云、願以成金剛神、唐門外ニ而守護千兒出世佛法也後人謂之門前一也							
古(部) 言語							
五衰天上○身光不現華鬘裝額、而ノ腋ヨリ汗流体便具穢不レ染本座							
卷末・附録							

圖書寮 零本		卷末・附録
古(部)言語遺選 五衰注見末	(イ部一ナ部) ヲ欠ク	二王天竺ニ有レ國王而有三ノ夫人生レ千子ヲ次第皆當レ作佛第一俱留孫佛第二狗那舍佛第三迦葉佛第四釈迦牟尼佛乃至第一千樓至佛也以上千佛皆現在賢劫佛也又第二夫人生レ二子云、願以成金剛神唐門外而守護千ノ兒出世佛法也後人謂之門前一也
五衰天上○身光不現華鬘裝額、而ノ腋ヨリ汗流体便具穢不レ染本座		

乾本		
第十		
慶長六年	草書本	平井版易
南瞻部州大 日本国正統	南瞻部州大 日本国正統	南瞻部州大 日本国正統

この「二王」、「五衰」は、圖書寮零本、印度本第二類（永禄二年本類）に存し（ただし、印度本第二類は本文のみに存する）。

となつてゐる。そして、「二王」、「五衰」を附録項目とするのは、印度本第一類の特徴と考えることができる（ただし、弘治二年本、徳遊寺本はそれを脱落させる）。

そして、この「二王」、「五衰」が附録項目において脱落しているか、いないかは、印度本第一類内部において、弘治二年本、徳遊寺本と永禄十一年本、寛永十九年本の類を分つ決定要素となる。

それでは、運歩色葉集は、印度本第一類の附録諸項からすると、そのどちらの伝本と関係しているとみるべきだろうか。

運歩色葉集には、「二王」、「五衰」が次のように存し、

二王 昔天竺<sup>ニ</sup>有國王<sup>ニ</sup>而有<sup>ニ</sup>三夫人<sup>一</sup>生千子次第當作佛第一俱留孫佛第二狗那舍佛第三者迦葉佛第四釈迦牟尼佛至千子第二<sup>ノ</sup>夫人人生<sup>ニ</sup>子<sup>一</sup>、此<sup>ニ</sup>子<sup>ノ</sup>日願以成金剛神<sup>一</sup>居門外守護千兒出世之法也（丹部）

五衰 天人<sup>ノ</sup>天<sup>ノ</sup>上<sup>ノ</sup>体<sup>ノ</sup>身<sup>ノ</sup>之<sup>ノ</sup>光<sup>ノ</sup>不<sup>レ</sup>現<sup>レ</sup>花<sup>ノ</sup>鬘<sup>ノ</sup>鬘<sup>ノ</sup>頰<sup>ノ</sup>汗<sup>ノ</sup>流<sup>レ</sup>鼻<sup>ノ</sup>便<sup>ノ</sup>臭<sup>ノ</sup>穢<sup>ノ</sup>不<sup>レ</sup>樂<sup>ノ</sup>本<sup>ノ</sup>座<sup>一</sup>又<sup>レ</sup>脫<sup>レ</sup>云<sup>レ</sup>花<sup>ノ</sup>冠<sup>ノ</sup>落<sup>レ</sup>地<sup>ノ</sup>目<sup>ノ</sup>瞋<sup>レ</sup>脚<sup>ノ</sup>動<sup>レ</sup>眷<sup>ノ</sup>屬<sup>ノ</sup>離<sup>レ</sup>散<sup>レ</sup>身<sup>ノ</sup>光<sup>ノ</sup>自<sup>レ</sup>滅<sup>レ</sup>不<sup>レ</sup>樂<sup>ノ</sup>本<sup>ノ</sup>座<sup>一</sup>（古部 以上、靜嘉堂文庫蔵本による）

運歩色葉集所収「五衰」の『 』部分を除く注記は、明らかに節用集（永禄十一年本、寛永十九年本）のそれと一致するのであって、運歩色葉集は、印度本第一類に属する永禄十一年本、寛永十九年本と親密な関係が存するのではないかと推測することができる。また、川瀬一馬博士が運歩色葉集と印度本第一類との関係で指摘された「日本国里数男女等員数」は、それぞれ次のようにある。

日本国中郡郷村里田畠併佛宇神宮人家

男女等員数目錄

國六十六嶋二郡六百一郷九万八千村九十万九千八百五十八里四十万五千三百七十四 田 八十万九千八百十五町 畠 十一万七千四百四十 佛宇二千九百五十五 二段三歩 六町廿三歩

八 神宮二万七千七百十三 不成宮小神一万九千 成宮神三千七百五十五 男

十九億九万四千 女二十九億四千 八億廿八人 女八億廿八人 經云人間輪廻生死不增不減云々

天高事一万八千九百四十里空遠事四万九十里弘法大師記之

（弘治二年本、徳遊寺本）

此土如独鉤形依之佛法盛也又如寶形依之金銀銅鉄等併五穀豊稔也自王城至陸奥東濱三千五百八十七里六町為一里定又至長門西濱一千九百七十八里也二町為一里定行基菩薩所圖日本國中<sup>ノ</sup>郡郷村里田畠併佛宇神宮人家男女等員数國六十六島國二郡六百一郷九万八千八百五十八里四十万五千三百七十四田八十九万九千八百五十五町三段三歩畠十一万七千四百四十六町廿三歩佛宇二千九百五十八神宮二万七千七百十三成神宮三千七百五十五不成宮小神一万九千男数十九億九万四千八百廿八人女数廿九億四千八百廿八人也又云男子十九億九万四千八百八人也女人二十五億九万四千八百卅四人也就中女六億四千七百八十三人自男多天高廿四万里地厚五万九千八百七十九里日勢一千由旬月勢一千由旬星勢五千由旬

六祖云鉄田山高廣二十四万里小鉄田山高廣一百里須弥山高廣三百六十万里日本東西二千八百七十里同南北五百卅七里唐土東西八万一千里同南北六万七千里

人王十三代成務天皇殊始置國名云々已上六十六ヶ國此外島國二ヶ國併六十八箇或也大同十二相當從五位上國相當從五位下中国十一下國九

經云人間輪廻生死故不增不減云々天高事一万八千九百四十里空遠事四万九千里 弘法大師記之

（永禄十一年本、寛永十九年本）

此土如獨鉤形依之佛法成也又如寶形依之金銀銅鉄等併五穀豊稔也自王城陸奥東濱三千五百八十七里又自王城至長門西濱一千九百八十七里也行基菩薩所圖也日本國中<sup>ノ</sup>郡道村里田畠併佛宇神宮人家男女等員数國六十六嶋國二郡六百郷九万八千八百五十八里四十万五千三百七十四田八十万九千八百十五町三段一三歩畠十一万七千四百四十六町二十三歩佛宇二千九百五十八神宮二万七千七百十三成神宮三千七百五十五不成宮小神一万九千男数九千九億九万四千八百二十八人女数二十九億四千八百二十人也又云男子十九億九万四千八百八人也女人二十五億九万四千八百三十四人也就中女六億四千七百八十三人自男多也

天高廿四万里地厚五万九千八百七十九里日勢一千由旬月勢一千由旬星勢五千由旬大鉄田山高廣廿四万里小鉄田山同一百万万里須弥山高廣三百六十万里

日本東西二千八百七十里同南北五百卅七里唐土東西八万一千里 同南北六万七千里

（靜嘉堂文庫蔵本運歩色葉集・卷末）

これもまた運歩色葉集と永禄十一年本、寛永十九年本とが共通する注記を有することとなる。

永禄十一年本と寛永十九年本と運歩色葉集との関係について考えてみると、運歩色葉集の各部の本文中に、

法住院殿(保部) 大智院殿(多部) 慶雲院殿(景部) 慈照院殿

常徳院殿(志部) 恵林院殿(衛部) 勝定院殿(勢部)

のような掲出語が存し、これらはいずれも節用集の附録項目、「御當家御代々之次第」の中に存する語である。したがって、これらの附録項目を欠く永禄十一年本よりも、寛永十九年本の方が形態上運歩色葉集に近いとみるべきだろうか。

四 運歩色葉集と印度本第一類の所収語彙の注記について

本章では、運歩色葉集ならびに印度本第一類に属する節用集所収語彙の注記について考察し、印度本第一類の内部分類及び運歩色葉集との関係について概説してみようと思う。

印度本第一類の内部分類については、逆算年代及び附録諸項よりみて、弘治二年本、徳遊寺本と永禄十一年本、寛永十九年本と類を分つと推測しておいた。本章における調査結果も同様なることを裏付けることとなったので、それについて概説することにしよう。

それでは、弘治二年本、徳遊寺本の注記と永禄十一年本、寛永十九年本の注記とが相違している例を次に掲げる。

②	逸典	『又云』一興 『弘治ノミアリ
①	伊非諾 伊非再 尊	此ニ神一女三男三男即天照太 神日神月神西宮姪子出雲素戔尊 之父母神也 『寛永ノミアリ (注ナン)
	掲出語	弘治二年本 徳遊寺本 永禄十一年本 寛永十九年本

20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3
欲楽	九献	鯨	海月	果下	孔雀	茄子	啄木	輕大臣	嶋取盧	母衣	緹	鉢卷	伯樂	八專	波太板	威儀	婦乱
日本俗呼病云——	日本女呼酒云——	四足 (注ナン)	無骨魚	小馬異名其長三尺	因雷而孕	(注ナン)	物緒也其色斑而如鳥啄木之痕	彌宰相之父也	日本総名自嶽嶋也——者借用字音言焉	言孫兒在胎内ニ時頭ニ戴ニ胞衣ニ防ニ毒故ニ諭ニ之	或袍武羅	或ハ作八卷白布八尺五寸卷又帛 日本ニ云木綿付鳥也 『徳遊寺ノミアリ	是日本醫馬病一人伯樂 『徳遊寺ノミアリ	六宿曜經云ハ專日冥衆悉上天 故於下界佛事無聖衆之影向云ニ 實名孫陽也戰國時相馬人也由	大字作多	袈裟一又ハ刷衣裳	婦欲貧義
日本俗呼病云——又ハ『冠落』 『寛永ノミアリ掲出語トナス	日本女呼酒云——三々九度之 義也	雌也	無骨魚晋吳運句云掛レ席指レ 注ニ蛤之屬也	一馬異名其長三尺乘レ之過ニ菓子 紙枝之下ニ也故云——宋荊公 句呼童謡ニ我果下驢	又落蘇又根喻瓜	此鳥尾初春ニ生四月ノ後即酒与レ 花俱ニ榮衰也因雷而孕也	彌宰相之父也注略之 (掲出語、注ナン)	日本総名自嶽嶋也——者借用字音 言焉	言ハ孫兒在胎内ニ付頭ニ戴ニ胞衣ニ 防ニ故ニ諭ニ之	樊噲流 言ハ孫兒在胎内ニ付頭ニ戴ニ胞衣ニ 防ニ故ニ諭ニ之	武羅蘇武流 或袍	或作八卷白布八尺五寸 日本ニ云木綿付鳥也又ハ日白邊 鳥ニ亦ハ管懸 『寛永又トアリ	戰國時相馬人也由是ニ日本 醫馬病一人云伯樂	『六——』 『永禄ノミアリ	袈裟一 (注ナン)	狂歌	



21	山 賤	日本世俗云山人又世話山舎義
22	莢	(注ナシ)
23	檢 杖	官位也座頭亦用此官名、 倭俗云山吹
24	欵 冬	節名九月九日
25	重 陽	又云愛太子開山慶俊法師檀那、 和氣清麻呂也
26	愛宕岩	昔二条林光院有梅為勅被召之有 謳歌日勅ナレハ最カシコキ篤 ノ宿ハト問ハイカ、コタエン有 御聞不召依ニ此歌始日也
27	鶯宿梅	馬食此葉則ハ死 搏突用レ之
28	馬醉木	日本世俗云山人一本ニ山賤日 本世俗山舎義也 曹子建七步詩者火レ豆燒豆莢 豆在釜中波本是同根生相前何 太急 (注ナシ)
29	莖	九月九日又重九云 又云愛太子昔此山有七千坊 也開山慶俊法師也天應年中人也 檀那ハ和氣清麻呂也 後鳥羽院時京洛有真婦園桓ニ 株梅紅白相交其花最異毎春有 鶯來宿可レ謂鶯花相得參為勅 被召之婦作和歌云勅ナレハ最 賢鶯宿ハト問如何答院有御感 而不移世蓋因婦歌名日古 老者日旧園二条等持林光院也 馬食此葉則醉死故云有歌 云取紫玉田横野放駒躑躅枝 花發
30	三問三答	搏突用之又來二字義同又骰子重 一重二重五重六三四目加朱字 何戴昔一条院与臣打双白接 一急呼三四目忽能出院大 悦与五位而賜朱衣由之呼 三四目日朱三朱朱ハ五位 衣也又唐玄宗皇帝与貴妃采戰 スル時持負必欲ニ重四急呼叱 レ之骰子轉成重四帝大悦賜四 緋衣云々和漢共ハ有此故事可レ 記之般ハ采也緋衣ハ即朱之衣也 对決用之
31	筭	散用ホ用之四方四角上下五刀已 上九也象九隴長二寸八分表 二十八宿九面分表陰陽二 云々

32	誓 婆	天竺醫師祇尊同時
33	麒麟	仁獸也聖人時出現
34	誓婆鳥	兩頭鳥也又命之鳥
35	樸	韻書無之或作杜正月用之
36	弓削法皇	法名ハ道鏡孝謙女帝夫也男根過 量ナリ依之昇法皇阿
37	瀟湘八景	山市晴嵐漁村夕照江天暮雪烟寺 晚鐘平沙落雁遠浦歸帆瀟湘夜雨 洞庭秋月見三韻府
38	聖德太子	本地觀音前生南岳也惠恩禪師灯 廿七有之
39	淨藏貴所	折ハ八坂塔不レ傾
40	日 鏡	元朝人書葡萄 唐玄宗吹レ之
41	尺 八	將軍武衛一本注ハ金吾將軍
42	兵衛督	佐唐名武衛一本注ハ金吾將軍

以上の結果、所収語彙の注記からみても印度本第一類の内部を弘治二年本、徳遊寺本と永禄十一年本、寛永十九年本とに類を分つことができるとは、次のような例も存する。

しかし、次のような例も存する。  
徳遊寺本のみ特異な注記を有するもの

亥子 維五行書云十月亥日食餅令人無病又見于太平御覽餅部又説家へ能生多  
子亥子猪亥通用也故女人家之亥日獻餅祝之

(弘治二、永禄十一、寛永十九)

亥子 又説家へ能生多子猪亥通用也故女人家之日獻餅祝之維五行書云十月  
亥日食餅令人無病又見于太平御覽餅部

(徳遊寺)

本例は徳遊寺本における「維五行書……餅部」と「又説……祝之」との倒置と考えられる。

寛永十九年本のみ特異な注記を有するもの

守宮 本名蜥蜴也取蜥蜴飼以丹砂体尽赤時搗之塗宮女臂若有婦犯  
守宮則其血消滅故古詩云臂上一何日消也 鹿葱花落淚如雨鹿葱  
ハ宜男草也

(弘治二、徳遊寺、永禄十一)

守宮 本名  
蜥蜴

(寛永十九)

銀杏 異名鴨脚葉ノ形如鴨脚  
故山谷句霧林取鴨脚

(弘治二、徳遊寺、永禄十一)

銀杏 異名云  
鴨脚

(寛永十九)

以上の二例は寛永十九年本における省略と考えられる。

奠茶 奠湯 此二ハ禪家  
茶昆佛事

(弘治二、徳遊寺、永禄十一)

奠茶 奠湯 此二ハ禪家  
葬用

(寛永十九)

本例は寛永十九年本における注記の改変と考えられる。

それでは、印度本第一類所収語彙の注記と運歩色葉集所収語彙の注記とはどのような関係になっているのだろうか。印度本第一類に属する弘治二年本、徳遊寺本と永禄十一年本、寛永十九年本と対校して得られた

結果を基に運歩色葉集所収語彙の注記と比較してみると、附録諸項でみた結果と同様、永禄十一年本、寛永十九年本との間に親密な関係が認められるのである。次にそれを示すことにする。

なお、運歩色葉集における引用の本文は、静嘉堂文庫蔵本をもって代表させた。

運歩色葉集所収語彙の注記と永禄十一年本、寛永十九年本所収語彙の注記とが、弘治二年本、徳遊寺本に比し、親密な関係にあると認められるものを次に掲げる。

鶏 白邊鳥 管懸 夜モ明ケハ狐ニハメナテ一ノ速ニ明テセナラヤリツ  
伊勢物語

永禄十一年本、寛永十九年本の「鶏」の注記中に『部分』が存し、弘治二年本、徳遊寺本には存しない。

綱 服良流 字母羅武羅羅武流……

…… 母衣 禁壇流 作母衣言破児胎内 頭戴 胞衣 防毒 今武士臨 戰場 時戴 母衣 向敵諭 胞衣 防毒母与戰場生死也

永禄十一年本、寛永十九年本の「綱」、「母衣」の注記中に『部分』が存し、弘治二年本、徳遊寺本には存しない。

破取盧嶋 日本総名 男女ノ神垂跡時潮沫自凝成嶋故又日自凝嶋也

永禄十一年本、寛永十九年本の「破取盧嶋」の注記中に『部分』が存し、弘治二年本、徳遊寺本には存しない。

孔雀 其尾初春生 四月后 滴与花俱 榮与花俱 衰

永禄十一年本、寛永十九年本の「孔雀」の注記中に『部分』が存し、弘治二年本、徳遊寺本には存しない。

飲冠 冠落

永禄十一年本、寛永十九年本の「飲冠」の注記中に『部分』が存し、弘治二年本、徳遊寺本には存しない。

愛宕護 又名愛太子 昔此山有七千坊 開山慶俊法師也 檀那ハ和氣清麿也 光仁天 應元辛酉立之 至天文十七戊申七百六十八年

永禄十一年本、寛永十九年本の「愛宕岩」の注記中に『部分が存し、弘治二年本、徳遊寺本には存しない。』

馬酔木 馬食之則死歌云取ツナグ玉田横野、ハナレ駒ツ、シカ枝——花サク

永禄十一年本、寛永十九年本の「馬酔木」の注記中に『部分が存し、弘治二年本、徳遊寺本には存しない。』

麒麟 仁獸也聖人出時現『不踐生草頭上有一角角端有鬚蓋為不害物也』  
永禄十一年本、寛永十九年本の「麒麟」の注記中に『部分が存し、弘治二年本、徳遊寺本には存しない。』

耆婆鳥 一身向頭也又日命、鳥阿弥陀経日共命鳥也

永禄十一年本、寛永十九年本の「耆婆鳥」の注記中に『部分が存し、弘治二年本、徳遊寺本には存しない。』

『用明天皇第一之子也』本地親音也前支那人則南岳思禪師也因、達磨指南成于日本有六、異名生既故日厩戸太子用明愛敬、聖徳太子居南宮之殿上故、日上宮太子、八人同時奏事、一時善聽故、日八耳太子、又日豊聡太子、又日耳聰太子、觀明仁怒故——討守屋、始立、四天王寺、興隆仏佛、

永禄十一年本、寛永十九年本の「聖徳太子」の注記中に『部分が存し、弘治二年本、徳遊寺本には存しない。』

『山城州人諫議大夫善ノ清行第八之子也延喜時人也四歳而讀千字文聞一知十二歳而出家為效覺之弟子、中齡、草創雲居寺落墮淨藏實所、而行不以衰折、鴨川水、逆流或折隣屋之桃実、諸子又折八塔ノ傾、直之、村上康保元甲子卒、至天文十七年戊申五百八十五年也』

永禄十一年本、寛永十九年本の「淨藏實所」の注記中に『部分が存し、弘治二年本、徳遊寺本には存しない。』

以上の対校結果から、運歩色葉集に印度本第一類（弘治二年本類）が関与していたとするならば、その本は、弘治二年本ではなく、永禄十一年本ならびに寛永十九年本乃至は、それに類する本と考えてよいように思う。そして、ここに引用した諸例のうち、「親」、「母衣」、「飲楽」で指

摘した部分は、運歩色葉集、永禄十一年本、寛永十九年本独自のものであって、他書にその例が認められないのである。両者の親密な関係を裏付けるものと考えられる。

しかし、「鶏」、「破馭盧嶋」、「孔雀」、「愛宕護」、「馬酔木」、「麒麟」、「耆婆鳥」、「聖徳太子」、「淨藏實所」で指摘した部分は、弘治二年本、徳遊寺本には存しないが、永禄十一年本、寛永十九年本独自のものではなく、印度本第二類（永禄二年本類）、印度本第三類（枳園本）を中心として、他書にもその例が認められるのである。このことから、運歩色葉集編纂上の基礎資料としては印度本第一類のものだけではなく数種類の節用集も使用されたのではないかと推測されるのである。

また、このことの当面の問題としては、印度本第一類に属する永禄十一年本及び寛永十九年本と印度本第二類ならびに第三類との書誌的関わりについても考慮すべきものと思われる。  
しかしながら、次のように運歩色葉集所収語彙の注記と弘治二年本、徳遊寺本独自の注記とが一致する例がわずかではあるが存するので注意を要する。

鶯宿梅 昔二条林光院有梅為勅衣召レ之有老嫗歌勅最モカシコキ鶯ノ宿ハト問ハムイカニコタエシ有觀聞不召依此歌——也

『部分の注記は、弘治二年本、徳遊寺本所収語彙の注記と同文である。それに対して、永禄十一年本、寛永十九年本の注記は、次に引用する節用集の注記と大略一致する。』

『此梅之名者日本故事也』本朝後鳥羽院時京洛有寡婦園植一株ノ梅紅白相交花最異也每春有鶯來宿可謂鶯花相傳矣院聞之欲鶯宿梅移内園作婆歌勅最賢鶯之宿問如何答院感而不移也蓋因婦、歌名曰鶯宿梅古老日婦之舊園即京洛二条院是也云々  
(文明本ノミ) 『トアリ、永禄二年本、永禄五年本、堯空本、経光本、枳園本』

四 まとめ

印度本第一類に属する弘治二年本、徳遊寺本、永禄十一年本、寛永十九年本の四本を、逆算年代、附録諸項、所収語彙の注記といった面から対校してみると、弘治二年本、徳遊寺本と永禄十一年本、寛永十九年本のように内部で類を分つことができた。そして、それらの対校結果を基に印度本第一類(弘治二年本類)と書誌的交渉関係をもつとされる運歩色葉集とを比較してみると、数多くの類似点を永禄十一年本、寛永十九年本との間に見出すことができた。それらの類似点(とくに所収語彙の注記)の幾つかは、永禄十一年本、寛永十九年本独自の特徵に基づくものとはいえず、印度本第二類(永禄二年本類)、印度本第三類(枳園本)等にも及ぶものであって、それらは運歩色葉集と書誌的交渉関係をもつ本を印度本第一類のうちから特定する決定要素とはならなかった。しかしながら、運歩色葉集を印度本第一類の伝本と対校することによって、運歩色葉集編纂上の基礎資料は印度本第一類のうちから一本といったように単純でないことが判った。また、運歩色葉集には印度本第一類に存しない特異な注記を随所に見出すことができる。<sup>注5</sup>

椰子盃 『以毒投盃中、則酒急沸出也、今人塗盃中、甚椰子之用、』

『部分は永禄二年本、永禄五年本、枳園本、伊京集の各本に存し、弘治二年本、徳遊寺本、永禄十一年本、寛永十九年本には「消毒(也)」とあり、和漢通用集には「水のみ」とある。

指南 『周時南越、使欲帰其国、旧路、周公且造、与之車、上置木人、以、一使得帰也、越、即南国也』

『部分は、経壳本、永禄二年本、永禄五年本、堯空本、枳園本、文明本の各本に存し、弘治二年本、徳遊寺本、永禄十一年本、寛永十九年本、和漢通用集、図書寮零本には「教化義也」とある。

したがって、運歩色葉集の編纂時に基礎資料として、印度本第一類

(おそらく、永禄十一年本乃至寛永十九年本に近いもの)から一本と、印度本原本乃至印度本第二類(永禄二年本類)、印度本第三類(枳園本)のなかから一本というように複数に恒って参加したであろうと、筆者は考えている。先学諸賢の御教示をお願い申し上げる。

注1 『古本節用集の研究』(第二章 古本節用集諸本解題)

注2 「本書全体として見れば、伊勢本・印度本(弘治二年本―永禄六年本)の混合本とすることが出来るけれども、かの枳園本のような、全巻を通じて伊勢本・印度本を織りまぜた折衷ではなく、上部畜類門以前は伊勢本の、下部財宝門以降は印度本の、それぞれの原形を維持することが多い様であるから、本書一部で二本―更に、特にイ部での永禄十一年本による増補を考慮に入れるならば、三本―に通ずることになるわけであり、この意味でも、本書は独自の価値を有するのである。」

注3 『天理 善本叢書 増刊下学集 図書館 善本叢書 節用集天正十七年本』(安田章氏解題五一頁)

注4 「此の本は弘治二年本に似た本に、永禄十一年に幾らか増訂を加へて、年数を同年までに算へ直したものであらう。」「古本節用集の研究」二七頁)

注5 「弘治二年本類の諸本中、「祈八坂塔不傾」と註したのは、永禄十一年本以外の三本であつて、永禄十一年本には「山城扇人也諫議大夫善清行八子也」云々(以下永禄二年本類に同じ)の長い註がある。されば、弘治二年本類の原本の註は永禄十一年本の如きものであつたので、他の三本は之を省略したのであらう。(中略)かくの如く、永禄二年本類の註は、弘治二年本類の諸本、又は其の原本のやうなものから出たものであつて、註から見れば、永禄二年本類原本の基づく所の本は、弘治二年本類原本に似たものであるといふ事が出来る。」

『古本節用集の研究』(一九四頁)

注6 拙稿「運歩色葉集と印度本節用集―所収語彙の注記をめぐって―」(『長野県短期大学紀要四十号』)